

平成 30 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 ブ テ ィ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 新 村 祐 三
(コード番号：9272 東証マザーズ)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 速 水 健 史
(TEL. 03-6420-0721)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 30 年 2 月 26 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 200,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 30 年 3 月 12 日の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 平成 30 年 4 月 2 日（月曜日）
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 30 年 3 月 22 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 30 年 3 月 22 日に決定する。）
- (7) 申 込 期 間 平成 30 年 3 月 26 日（月曜日）から
平成 30 年 3 月 29 日（木曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 30 年 4 月 3 日（火曜日）
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 214,000株
- (2) 売出人及び売出株式数
- | | |
|------------|---------|
| 栃木県宇都宮市 | |
| 天池 祥子 | 50,000株 |
| 埼玉県朝霞市 | |
| 町田 美帆 | 50,000株 |
| 愛知県一宮市 | |
| 三輪 真理 | 36,000株 |
| 東京都大田区 | |
| 新村 祐三 | 20,000株 |
| 東京都新宿区 | |
| 廣瀬 翔子 | 18,000株 |
| 東京都世田谷区 | |
| 天野 桂介 | 15,000株 |
| 埼玉県三郷市 | |
| 城戸 沙絵子 | 10,000株 |
| 東京都杉並区 | |
| 速水 健史 | 5,000株 |
| 千葉県市川市 | |
| 中村 亮 | 4,000株 |
| 京都府木津川市 | |
| 松尾 由美 | 3,000株 |
| 東京都豊島区 | |
| 濱島 弘識 | 2,000株 |
| 神奈川県川崎市多摩区 | |
| 太田 丈史 | 1,000株 |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、株式会社SBI証券、丸三証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、藍澤證券株式会社及びマネックス証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意:この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 62,100株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村証券株式会社 62,100株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 62,100株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 平成30年5月1日(火曜日)
- (4) 払 込 期 日 平成30年5月2日(水曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成30年3月22日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意:この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 普通株式 200,000株
- ② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 214,000株
オーバーアロットメントによる売出し 62,100株
(※)

- (2) 需要の申告期間 平成30年3月14日(水曜日)から
平成30年3月20日(火曜日)まで

- (3) 価格決定日 平成30年3月22日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

- (4) 募集・売出期間 平成30年3月26日(月曜日)から
平成30年3月29日(木曜日)まで

- (5) 払込期日 平成30年4月2日(月曜日)

- (6) 株式受渡期日 平成30年4月3日(火曜日)

- (※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である新村祐三(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年2月26日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式62,100株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成30年4月3日から平成30年4月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,124,000株	
公募による増加株式数	200,000株	
第三者割当増資による増加株式数	62,100株	(最大)
増加後の発行済株式総数	2,386,100株	(最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 230,180 千円(*)は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 72,557 千円(*)と合わせて、事業拡大のための運転資金(人材採用費及び人件費)、事務所移転費用(敷金)、EC販売管理システム置き換えのための設備投資資金及び借入金の返済に充当する予定であり、その具体的な内容は以下の通りとなります。

- ① 人材採用費及び人件費については、事業拡大のため、商談型展示会事業及びM&A仲介事業において、営業人員を拡大する必要があるため、平成31年3月期に80,000千円、平成32年3月期に100,000千円を充当する予定であります。

商談型展示会は、一般個人の来場者も多く含まれる通常のPR型展示会と異なり、新商品の発表や企業のPRだけに留まらず、商品・サービスの導入を検討する高齢者施設等を運営する介護事業者と各種サプライヤー(介護用品メーカー、機械浴槽や建材等の設備備品メーカー及び介護ソフトや配食等の施設向けサービス事業者等)とが同展示会場において商談をする場の提供を主な目的としています。

商談型展示会事業においては、各種サプライヤーへ訪問し、当社が開催する商談型展示会における介護事業者への販路拡大のための方法を提案しながら出展を促す営業等を行うため、臨機応変な対応ができる営業人員の確保が、商談型展示会事業の今後の拡大のために必要であります。

M&A仲介事業においては、介護事業者から寄せられる譲渡並びに譲受依頼の増加に対応するために、M&Aや経営における専門知識を有し、経営者を相手に交渉ができる営業人員の確保が必要であります。

- ② 事業拡大のために人員数を拡大する予定ですが、予定通り人員を採用した場合は、現在の当社において人員の収容が困難となることから、本社移転を予定しており、平成31年3月期において37,000千円を敷金に充当する予定であります。
- ③ 現在使用しているECカート及びEC受発注管理システム(複数店舗の受注の一括発注機能、在庫管理機能、発送管理機能等)において、スマートフォンやアプリでの購入が増加するなど顧客の利用環境の変化に対応しておらず、新しい技術やモール等の他社サービスとの連携を実現できるシステムへの移行を要すことから、平成31年3月期に20,000千円をシステム開発費に充当する予定であります。
- ④ 残額については、財務状況の一層の安定化のために事業運転資金のために借り入れた金融機関からの借入金65,737千円の返済に、平成31年3月期に充当する予定であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格1,270円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

題として認識しており、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討していく方針であります。しかしながら、現在は今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先する方針であります

なお、当社は剰余金を配当する場合には、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会、中間配当については取締役会となっております。

また、当社は毎年9月30日を基準日として、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び、将来の事業展開と事業展開のために必要な、商談型展示会事業及びM&A仲介事業の営業活動を行うにあたっての専門知識及び経験を有する人材の採用の強化を図るための資金として、有効に活用していく方針であります。そのため、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討していく方針ではありますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	21.90 円	13.65 円	25.79 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	25.4%	22.4%	35.9%
純資産配当率	—	—	—

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である新村祐三、売出人である天池祥子、速水健史、三輪真理、松尾由美、天野桂介、城戸沙絵子、廣瀬翔子、太田丈史、濱島弘識及び中村亮並びに当社株主である新村佐麻美及び新村理紗は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成30年7月1日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し、上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成30年9月29日までの期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(た

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

だし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、平成30年2月26日開催の当社取締役会において決議された野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等は除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者(平松義規、吉崎浩一郎、守屋実及び土橋薫)及び当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。